

# 「認知症カフェ」運営費を助成します

## 1. 目的

江東区では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指し、認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える活動拠点となる認知症カフェの設置を進めています。認知症の早期発見・早期対応・家族の介護負担の軽減、地域住民の方の認知症への理解を深め、認知症の方を地域で支えていく体制を築くため、認知症カフェを運営する団体又は個人に対し、運営費の一部を補助します。

## 2. 補助対象者と補助対象事業

補助対象者は、江東区内で認知症カフェを運営する団体又は個人とします。補助対象事業となるのは、次に掲げる要件を全て満たすものです。

- (1) 区民を利用対象としていること。
- (2) 1回当たりの開催時間が2時間以上であること。
- (3) 専門職（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等をいう）による相談機能を有していること。
- (4) 利用料金（飲食費、材料費等の実費負担を除く）が無料であること。
- (5) 利用者に対して政治活動、宗教活動又は営業活動を行わないこと。
- (6) 飲食の提供等に当たり法令等を遵守していること。
- (7) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

## 3. 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費は、認知症カフェの運営に直接必要な経費であって、次の経費とします。

**重要** 本事業に係る経理と、他の事業に係る経理とを明確に区別し、収支に関する帳簿、証拠書類を整理し、原本を提出するとともに、写しを翌会計年度から5年間保存してください。

- (1) 謝金 講師への謝金等（ボランティアの方は謝金の対象外）
- (2) 食糧費 カフェに伴うお茶、食材料費等（酒類、外食代、弁当代等、及び実費徴収額を除く）
- (3) 需用費 事務用品等の物品購入費
- (4) 役務費 切手・はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等
- (5) 使用料及び賃借料 カフェ開催のための賃借料、会場の使用料、機材の借り上げ費用等

補助金の額は一団体又は個人につき、開催回数×10,000円または年額120,000円のいずれか少ない方の額を限度とし、予算の範囲内で区長が必要と認められた額になります。

## 4. 補助金の交付について

補助金の交付を受けるためには、事前に交付申請手続き、事業終了後に実績報告書及び関連書類の提出が必要です。詳細は裏面をご参照ください。

## ～補助金の交付申請から支給までの流れ～

### STEP1. 交付申請

補助金の交付を受ける際には、『江東区認知症カフェ運営費補助金交付申請書』とともに、下記の書類を添えて、区役所3階7番窓口へ提出してください。

- (1) 認知症カフェ開催予定表
- (2) 周知用チラシ案ほか、予定事業の詳細がわかる資料

### STEP2. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当と認めるものについては『江東区認知症カフェ運営費補助金交付決定通知書』により、不適当と認めるものについては『江東区認知症カフェ運営費補助金交付申請却下通知書』により、申請者あてに審査結果を通知します。

### STEP3. 実績報告

補助事業は、年度内の最終事業終了後30日以内に『江東区認知症カフェ運営費補助金実績報告書』に下記の書類を添えて、報告してください。

- (1) 認知症カフェ開催結果表
- (2) 実施事業の詳細がわかる資料（実施事業の写真、配布資料等）
- (3) 認知症カフェの運営に要したすべての経費の領収書（原本）
- (4) このほか、区が必要と認める書類

### STEP4. 補助額の確定

実績報告書の内容を精査後、補助金額を確定して、『江東区認知症カフェ運営費補助金交付額確定通知書』により、当該事業者あてに通知します。

### STEP5. 補助金の請求

事業者は、『江東区認知症カフェ運営費補助金交付請求書』を提出してください。

〈問合せ先〉

江東区福祉部地域ケア推進課地域ケア係

電話：03-3647-4398

FAX：03-3647-3165

E-mail：ninchi-tan@city.koto.lg.jp